

## 富士河口湖町建設発生土の民有地搬出及び受入地の公募要領

### (目的)

第1条 この要領は、富士河口湖町が発注する公共工事の建設発生土（以下「建設発生土」という。）について、資源の有効活用やコスト縮減を図る観点から、民有地又は民間建設工事現場等への搬出を行うために、自己が所有する土地への受入れを希望する者の公募の実施に関し、必要な要件及び手続等を定めることを目的とする。

### (申込者の要件)

第2条 受入申込者は、受入れを希望する土地の所有者であることを要件とする。

### (受入地の条件)

第3条 受入地は、富士河口湖町内に所在し、次の各号に定める条件を全て満たしているものでなければならない。

- (1) 受入地への建設発生土の受入れを行うにあたり関係法令等の定めにより必要となる手続が完了し、必要な許認可等を受けている土地であること。
- (2) 原則として隣接土地や道路と比べて低地（窪地）であること。
- (3) 概ね 300 m<sup>3</sup>以上の発生土の受入れが可能な土地であること。
- (4) 廃棄物が不法に投棄されていない土地であること。
- (5) 水道管等の埋設物がない土地であること。
- (6) 受入地までの道路は、運搬車両が安全に通行できる幅員が確保され、運搬にあたり周辺の環境及び交通等に顕著な影響を及ぼすことがない土地であること。
- (7) 搬出により、周辺土地の環境や雨水等の流路に影響を与えない土地であること。
- (8) 荷下ろしを行う場所、進入路が確保できる土地であること。

### (受入申込み)

第4条 受入申込者は、町長に対し、建設発生土受入申込書（以下「申込書」という。）に次の書類を添えて提出しなければならない。申請内容及び添付書類に変更が生じた場合も同様とする。

- (1) 受入地の所在、地番、地積、地目、所有者氏名及び所有者住所が確認できる書類
- (2) 受入地の位置及び境界等が確認できる書類
- (3) 現況写真
- (4) 申込者の本人確認書類の写し（(1)の所有者に関する事項が一致するもの）
- (5) 印鑑登録証明書

### (搬出の条件)

第5条 搬出の条件は次のとおりとする。

- (1) 建設発生土の搬出は、積込み、運搬及び簡易的な敷均しを町の負担において行い、その後の造成（転圧等）については、申込者の負担で行うものとする。
- (2) 建設発生土は発生した状態で受入れるものとし、通常の建設発生土処理工程と異なる分別等の作業は行わないものとする。
- (3) 隣接地及び道路の高さを限度とし、それを越えた盛土は行わないものとする。

(4) 建設発生土の運搬において騒音・振動・道路の汚損等により苦情が発生した場合は、申込者と町及び公共工事施工者が協力の上、対応するものとする。

(建設発生土)

第 6 条 建設発生土は、町が発注した工事により発生したものとする。

(受入地の公募)

第 7 条 町長は、町のホームページ及び広報誌への掲載その他の方法により、受入地を公募するものとする。

(受入地の審査)

第 8 条 町長は、受入希望申込書を受付後、申込者及び受入地の要件について審査を行い、その結果を申込者に対し、通知するものとする。

(台帳への登録)

第 9 条 町長は、前条の審査により要件を満たしていると認めた土地について、建設残土受入候補地台帳（以下「台帳」という。）に登録するものとする。

(搬出先の決定及び仕様書への明示)

第 10 条 町長は、建設発生土の搬出が必要な工事の発注にあたっては、台帳に登録された受入地の中から、当該工事の建設発生土の搬出先を選定し、当該地の受入申込者に対し、搬出時期、土量、土質等を説明、協議を行うこととし、受入申込者から当該工事による搬出の承諾が得られた場合は、当該工事の仕様書に搬出先として明示するものとする。

2 前項の搬出先の選定にあたっては、台帳登録の時期、受入条件及び申込者の希望、当該工事の施工条件、受入地から工事現場までの距離その他の条件等について総合的に勘案し、選定を行うものとする。

(受入地の取り消し)

第 11 条 受入申込者は、事情により建設発生土の受入れの必要がなくなった場合は、登録取消願を町長に提出することとし、町長は受理後、当該土地の登録を削除するものとする。

2 台帳登録後、申込者及び受入地が第 2 条及び第 3 条に定める要件等を満たしていないことが判明した場合は、町長は、受入地の登録を取り消すこととする。

(完了の報告)

第 12 条 建設発生土を搬出する工事の担当課長は、当該工事の建設発生土の搬出が完了した時点で、受入者に対し報告するものとする。

(公募に要した費用等)

第 13 条 申込みに要する費用は、申込者の負担とする。

この要領に定めのない事項については、都度、申込者と町長が協議の上決定するものとする。

この要領は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。